

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

伊勢市長 鈴木健一

市町村名 (市町村コード)	伊勢市 (242039)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊勢市津村町 (津村町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月 10 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の大半を個人農家が耕作し地域の農地を守っている状況である。

耕作者が高齢化しており、後継者不在や規模縮小の意向がある農業者の農地面積が約 4.5 ha あるなか地域内で耕作を引き受ける意向がある農業者はいない状況であり、また農業機械の更新に多大な費用が必要となることにより耕作継続ができなくなる農

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の作付を中心に行っており今後も主要作物として作付けを行っていく。現在の耕作意欲のある農業者で地域の農地を利用していくが、耕作困難となる場合に対応するため、集落営農体制の検討や地域内外からの担い手を受け入れることにより農地の維持管理が適切に行われる体制の整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

経営農地の集約化を目指し、農地所有者は農地を農地中間管理機構(農地バンク)を通じて引き受ける耕作者に貸し付けていく。引き受けた耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進める。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作困難となる農地については、農業を担う者の確保により地域での調整により、集積、集約を農地中間管理事業を活用して進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作が困難になり農地の貸付の意向が確認された場合は、地域での調整の上、地域の農業を担う者へ農地中間管理機構を通じて貸付を行う
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域全体で農道や用排水路の維持管理を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託の活用について検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害被害を防止するため市の補助金等を活用しながら防護柵の設置を継続していく。⑦地区内の農道、水路の整備を耕作者のみで行っているが、今後耕作者が減少することで維持が困難な状況となるため、地域全体で設備の維持管理を行っていく。